別添 2

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令　新旧対照条文

○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第四条の二関係） 毒物 一～二十三　（略） 劇物 一～十一の八　（略） 十一の九　（略） (1)～(122)　（略） (123)　三―ブロモ―一―（三―クロロピリジン―二―イル）―N―［四―シアノ―二―メチル―六―（メチルカルバモイル）フエニル］―一H―ピラゾール―五―カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤 (124)～(146)　（略） 十二～六十七　（略）（毒物）	別表第一（第四条の二関係） 毒物 一～二十三　（略） 劇物 一～十一の八　（略） 十一の九　（略） (1)～(122)　（略） (123)～(145)　（略） 十二～六十七　（略）（毒物）